

「認知症施策推進のための有識者会議」及び  
「認知症施策推進のための専門委員会」の設置について

平成 30 年 12 月 25 日  
認知症施策推進  
閣僚会議決定

1. 認知症施策推進関係閣僚会議の下、認知症施策の総合的な推進に関する事項を調査することを目的として、「認知症施策推進のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。
2. 認知症施策推進関係閣僚会議議長は、認知症施策の推進に関する専門の事項を調査させる必要があるときは、その決定により、「認知症施策推進のための専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を課題毎に設置することができる。
3. 有識者会議の構成員並びに専門委員会を設置する課題及び構成員については、認知症施策推進関係閣僚会議議長が決定する。
4. 有識者会議及び専門委員会に座長を置き、認知症施策推進関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
5. 有識者会議及び専門委員会は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
6. 座長は、有識者会議及び専門委員会における審議の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
7. 有識者会議及び専門委員会の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
8. 前各項に掲げるもののほか、有識者会議及び専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。